

議案第 1 1 2 号

## 東近江市能登川水車とカヌーランドの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

東近江市能登川水車とカヌーランドの指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市能登川水車 とカヌーランド	滋賀県東近江市池庄町 6 1 0 番地 公益財団法人東近江市地域振興事業団	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

東近江市能登川水車とカヌーランドの指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。